

第4章 施策の展開



臼杵市は、自然豊かで、国宝臼杵石仏をはじめとした多くの史跡や文化財、貴重な歴史的財産が大切に残され、森づくりや有機農業の推進にも力を入れており、素晴らしい環境が整っています。また、小学校区ごとに結成されている地域振興協議会において、地域の子どもは地域で育てようという機運が高く、様々な子育て支援を展開しています。

このような環境の中、就学前の乳幼児に対しても、教育や保育のニーズには、幼稚園、認定こども園、保育所の施設が十分整備され、特別保育として、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等が整っているため、家庭の教育方針や保護者の就労状況に合わせた施設やサービスを選ぶことができおり、待機児童は存在しません。

家庭で子どもを養育している保護者には、すべての保育所で、緊急時やリフレッシュのための一時預かり保育を実施しており、地域には、子育て中の保護者のための集いの場としての地域子育て支援拠点施設があります。また、小学生の放課後の健全育成にも力を入れており、今後さらに整備を進めていく予定です。

このような中、子育て世代にニーズ調査を行いました。調査の結果を踏まえ、本市の子育て環境がさらにより良いものになるよう整備を進めていきます。

ふるさと臼杵に誇りを持ち、どんな状況におかれてもたくましく生きていける知恵を身につけ、自分の体を作る「食」を大切にし、笑顔で自分の人生を歩んでいける子どもの育成を推進します。

【本計画における用語の定義】

保育所 …………… 公立・私立認可保育所

保育所（園） …… 公立・私立認可保育所と認可外保育施設

親 …………… 父親、母親

保護者 …………… 父親、母親を含め、子どもを保護し養育・監護する者





第1節 地域における子育て支援環境の整備

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。子どもの心の発達には、家庭で保護者等から与えられる限りない愛情が重要で、自己を温かく受け入れられる環境で育つことで、自信を持って社会に踏み出し、他者を受け入れたり困難に立ち向かったりできる人格が育ちます。

また、保護者には、子育てに喜びや生きがいを感じ、親として成長できるような支援が求められます。近年は、核家族化、女性の就業率の上昇、地域でのつながりの希薄化等により、子育てに対する親の不安感や負担感が増大し、どこにも相談できずに孤立している状況が増加しています。子育て家庭が楽しさや充実感を持って子育てできるために、地域における子育て支援のさらなる充実が必要です。

(1) 教育・保育環境の整備（基本項目）

保護者の生活スタイルに応じた、教育・保育の量の確保と充実を促進します。

(2) 子育て支援環境の整備（基本項目）

子育てする保護者の負担感を軽減し、子育て家庭を支援するためのサービスの確保と充実を促進します。

(3) 教育・保育の一体的提供等に関する体制の確保の内容（基本項目）

子どもが保護者の状況で、保育と教育の場を変えることなく、安心して両方の充実した環境で就学前を過ごすことができるよう、体制の確保に努めます。

(4) 教育・保育の施策の充実

仕事と子育ての両立を支援する保育サービスや教育・保育環境の質の向上を図ります。

(5) 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

子育て支援サービスを必要とする人に、必要な情報を確実に届けられるよう充実を図ります。



(1) 教育・保育環境の整備 ①教育・保育提供区域の設定（基本項目）

○教育・保育に関する区域設定は臼杵地域、野津地域の2区域で設定します。

○子育て支援事業に関しては、地域の実情に配慮しつつ臼杵市全体で支援策を確保します。

《教育・保育の区域設定理由》

①居宅より容易に移動する事が可能な範囲

②合併までの歴史的背景、地域性及び児童数の違い

③地理的条件の違い

・野津地域から臼杵地域へ、幼稚園や保育所に入園する乳幼児は年間5～6名前後でほとんど交流がありません。

④教育・保育環境の違い

・臼杵地域では、幼稚園3園（私立2・公立1）、認可保育所8園（私立6・公立2）、認可外保育施設1園があり、居住場所に関係なく保護者が教育・保育施設を自由に選べます。また、施設整備も年次計画で進めています。

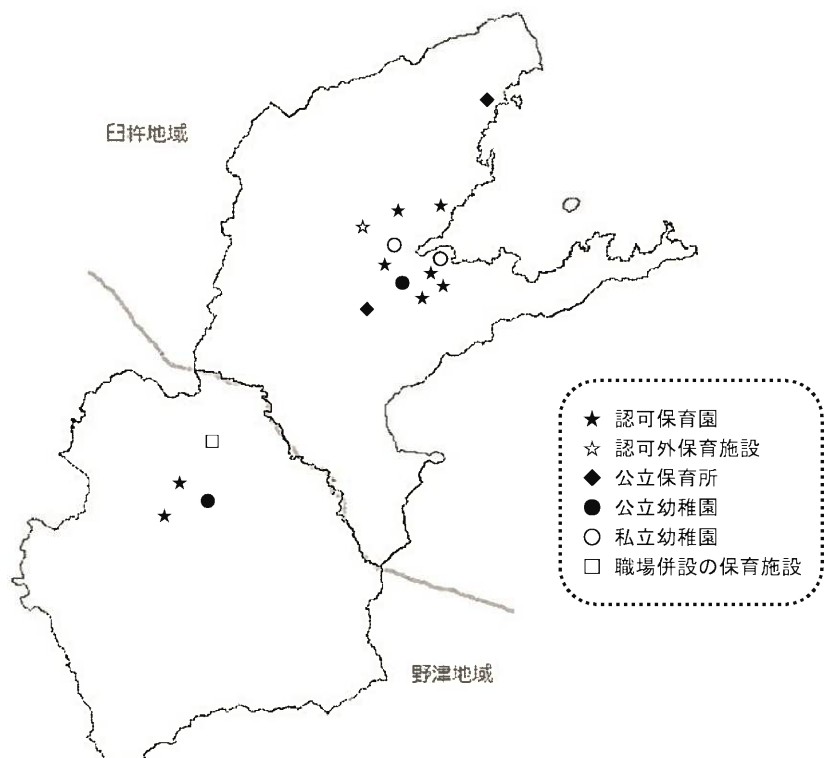
・野津地域では、認可保育所2園（私立2）、幼稚園1園（公立1）、職場に併設された保育施設1施設があります。平成24年度までは、小学校入学前1年間は校区の小学校に併設されている公立幼稚園に入園していました。平成25年度からは保育所でも年長児保育が始まり、20%の就学前児は保育所を利用しています。しかし、公立幼稚園は1年保育のため、在宅の3～4歳児への受け皿がありません。

⑤生活圏の違い

・野津地域は国道10号線沿いにあり、保護者の職場や買い物場所は、大分市や佐伯市、豊後大野市にある方も多く、生活圏が臼杵市内には限定されない傾向にあります。

《区域の設定について》

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。





(1) 教育・保育環境の整備 ②保育サービスの充実

くめざす姿>

- ・保護者が預けたい多様な保育所（園）や幼稚園、認定こども園があり、希望通りに預けることができます。
- ・働き方に応じた様々な保育サービスがあります。
- ・保育所（園）や幼稚園、認定こども園は、子どもにとって安全で、安心できる、楽しい場所です。

具体的な取組

(1) 必要な教育・保育量の確保

- ①教育・保育ニーズに応じた教育・保育の提供量を確保するため、地域の実情を踏まえ教育・保育施設の定員の見直しに取り組むとともに、必要な場合は地域型保育施設の認可を行います。家庭の教育方針や保護者の働き方に応じ、希望する教育・保育施設を利用できるよう整備を行い、引き続き待機児童ゼロを目指します。
- ②教育・保育施設を利用する子どもの安全・安心を確保するため、老朽化した施設の改修・改築など施設の整備を進めます。
- ③新制度において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園の利用者や施設運営者が、混乱せず移行できるよう体制を整備します。

(2) 多様な保育サービスの充実

- ①働き方の多様化に対応するため、「延長保育」、「休日保育」等の充実に図ります。
- ②幼稚園や認定こども園における子育て支援の取り組みとして、1号認定者の教育認定時間終了後などに引き続き園児を預かる「一時預かり保育」をはじめ、子育てに関する相談の実施、施設等の開放を促進します。
- ③夜間や一時的に保護者が保育できない場合は、安心して預けられる場所を整備します。

項 目	H25 年度	H31 年度目標値
認可保育施設の整備	3 ヶ所	7 か所
保育サービスの満足度	88.9%	90%



(1) 教育・保育環境の整備

③教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保（基本項目）

※特別な支援が必要な子どもの受入や利用体制については、第4節で記載。

《事業実施に係る方針》

(1) 区域別における定員の確保方策

野津・臼杵地域の、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育の量の確保について潜在ニーズを含む必要量では、2号認定（3歳以上保育を必要とする子ども）及び3号認定（3歳以下保育を必要とする子ども）において不足が生じることから、平成27年度から平成30年度において定員の増員や認定こども園の移行に取り組みます。よって、野津地域では平成31年度、臼杵地域では平成30年度よりニーズ量は確保されます。今後も適正な教育保育の量の整備を進め、引き続き待機児童ゼロを維持していきます。

3歳未満児の保育利用率の目標設定について

国の定めた基本指針では、3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、3歳未満の子ども数全体に占める、認定こども園、保育所に該当する子どもの利用定員数の割合（保育利用率）について、計画期間内における目標値を設定することが義務付けられています。本市では下記の計算方法で保育利用率を設定し、3歳未満児の待機児童ゼロについても維持して行きます。

$$\text{3歳未満の保育利用率} = \text{3歳未満の利用定員} \div \text{3歳未満の児童数}$$

現
行

平成26年10月1日現在の利用者数で算出した平成26年度の利用率

$$41.13\% = \frac{306 \text{ 人}}{744 \text{ 人}}$$

(利用定員÷保育所の人所人数)

目
標
値

3歳未満児の平成27年度から平成31年度の保育利用率の目標設定

$$65.0\% = \frac{403 \text{ 人}}{620 \text{ 人 (H29推計)}}$$

(平成29年度の利用定員数÷平成29年度の児童数)



◇幼児期における学校教育・保育の量の見込み

【野津地域】

			平成27年度					平成28年度				
			1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有	
				教育二一ス	保育二一ス				教育二一ス	保育二一ス		
				3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳		0歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳
①	量の見込み (二一ス調査結果より)		11	31	91	55	24	11	30	88	53	23
②	利用定員 (認可定員)	認可保育所			65	42	13			37	16	7
		幼稚園・認定こども園	60					61		38	28	13
②－① (供給量の過不足)			18		－26	－13	－11	20		－13	－9	－3

			平成29年度					平成30年度				
			1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有	
				教育二一ス	保育二一ス				教育二一ス	保育二一ス		
				3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳		0歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳
①	量の見込み (二一ス調査より)		10	29	83	50	22	10	27	80	48	21
②	利用定員 (認可定員)	認可保育所			37	16	7			37	16	7
		幼稚園・認定こども園	61		38	28	13	61		38	28	13
②－① (供給量の過不足)			22		－8	－6	－2	24		－5	－4	－1

			平成31年度				
			1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有	
				教育二一ス	保育二一ス		
				3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳
①	量の見込み (二一ス調査より)		9	26	75	44	20
②	利用定員 (認可定員)	認可保育所			37	16	7
		幼稚園・認定こども園	61		38	28	13
②－① (供給量の過不足)			26		0	0	0





◇幼児期における学校教育・保育の量の見込み

【臼杵地域】

			平成27年度					平成28年度				
			1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有	
				教育ニーズ	保育ニーズ				教育ニーズ	保育ニーズ		
				3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳		0歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳
①	量の見込み (ニーズ調査結果より)		101	83	451	299	97	95	78	425	279	89
②	利用定員 (認可定員)	認可保育所			445	225	80			445	225	80
		幼稚園・認定こども園	320		12	18		320		12	18	
②－① (供給量の過不足)			136		6	－56	－17	147		32	－36	－9

			平成29年度					平成30年度				
			1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有		1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有	
				教育二一ズ	保育二一ズ				教育二一ズ	保育二一ズ		
				3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳		0歳	3～5歳	3～5歳	3～5歳
①	量の見込み (二一ズ調査より)		90	74	401	264	84	85	70	378	248	79
②	利用定員 (認可定員)	認可保育所			445	225	80			445	225	80
		幼稚園・認定こども園	300		16	34		300		16	34	
②－① (供給量の過不足)			136		60	－5	－4	145		83	11	1

			平成31年度				
			1号認定 学校教育のみ	2号認定 保育の必要有		3号認定 保育の必要有	
				教育二一ズ	保育二一ズ		
				3～5歳	3～5歳	3～5歳	1～2歳
①	量の見込み (二一ズ調査より)		79	65	353	233	74
②	利用定員 (認可定員)	認可保育所			445	225	80
		幼稚園・認定こども園	300		16	34	
②－① (供給量の過不足)			156		108	26	6





(2) 子育て支援環境の整備 ①子育て支援体制の充実

＜めざす姿＞

- ・子どもや子育てについて悩んだり困ったりした時に、「子育て総合支援センター」に行けば、気軽に話を聴いてもらえ、一人ひとりにあった支援を受けたり、必要な情報が得られたりします。
- ・「子育て総合支援センター」では、子育て中の親子のふれあいや、専門指導員のサポートがあり、親としての安心や自信を引き出してくれ、“子どもを生んでよかった”と実感できます。
- ・地域子育て支援拠点では、親同士のふれあいや、子育てをサポートしてくれる人・場所・サービスを知ることができます。
- ・子どもが小学校に進んだ後も、安心して働くことができます。
- ・子育て中の親同士の自発的活動が活発に行われます。

具体的な取組

(1) 安心して子育てできる環境づくり

- ①妊娠期から18歳までの子育てに関する相談や支援について、気軽に立ち寄れる「子育て総合支援センター」（臼杵版ネウボラ）を設置します。
- ②子育て総合支援センターでは、仲間づくりができる場や子育て相談ができる場、子育てに関する情報収集や、子どもに関係する行政手続き等ができる場として整備を進めます。
- ③子育て総合支援センターでは、子育て支援コーディネーターや各専門員による、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を受けることができるよう、職員体制を整備します。
- ④保育所（園）や幼稚園、認定こども園や地域子育て支援拠点等での子育て支援の充実を促進します。
- ⑤初めて子どもを授かり、家庭で子育てをすることに不安を抱える親や家庭外に出ることが苦手な保護者に対する支援等の実施を促進します。
- ⑥病気や経済的な事情で子育てが困難な保護者に対して、きめ細かな支援を推進します。
- ⑦子育て世代で作るサークルや子育て支援のための自主活動やイベント等を支援します。
- ⑧設置を必要とする全ての小学校区に放課後児童クラブの設置を目指し、小学校入学後も、安心して働くことができるようになります。



ご存知ですか？

ホームスタート事業

6歳未満のお子様が一人でもいる子育て中の家庭を訪問し、子育ての悩みや疑問など保護者のお話を聞いたり、お子さんと一緒に遊んだり、一緒に食事を作ったりします。話をじっくり共感しながら聞いてもらうだけで、心はすごく元気になるものです。その中で、自分で自分に合った答えを見つける力が湧いてきたり、子育て中の保護者の輪の中に入っていけるようになります。

「ネウボラ」って？

フィンランド語で「アドバイスの場所」という意味です。フィンランドの「出産・子どもネウボラ」（地域の拠点場所）では、妊娠期から就学前にかけての子どもと家族に対し、産前・産後・子育ての切れ目ない支援を行っています。

子育て総合支援センター開設目的

1. 子どもや子育てに関わる親が、安心して自由に集える場を作る。
2. 妊娠期から18歳までのさまざまな子育て相談や支援サービスについて、切れ目なく支援できる子育てのワンストップ体制を整える。
3. 子育てにかかわる様々な情報発信を推進し、支援機関や団体の中核となる。
4. 子育てに関する一部行政機能を備える。

子育て総合支援センター 4つの機能

1. 遊びの場、集いの場

自由に来館。安心とやすらぎがある場所。

2. 相談や支援の場

子育て支援コーディネーターや家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、臨床心理士等が相談対応や個別支援にあたります。

3. 学習・情報発信機能

親育てと情報発信。

4. 子どもに関する手続き等の相談や一部受付



(2) 子育て支援環境の整備

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保（基本項目）

《事業実施に係る方針》

子ども・子育て支援法に基づく、以下の子育て支援事業について、本市は、ほとんどすべての項目で、サービス提供が行われており、今後もこれらの事業を推進していきます。

◎利用者支援事業（子育て支援 13 事業－①）

事業内容：利用者が多様な子育て支援サービスの中から適切なものを選択できるよう、教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの利用に関する情報提供を行うとともに、子育て家庭からの相談に応じ助言や関係機関との連絡調整を行います。

確保方策：個別の子育てニーズに合ったサービスを選択し、円滑に利用できるよう、平成 27 年度は行政窓口で子育て支援コーディネーターを配置します。平成 27 年度に子育て支援コーディネーター養成研修や資格認定基準等検討し、平成 28 年度より研修を開始し、平成 29 年度より複数設置をめざします。

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
施設	行政窓口や地域子育て支援拠点等				
確保方策 拠点・教育保育施設	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	3ヶ所

※平成 28 年度から市の子育て総合支援センター稼働時より窓口開設予定。

◎延長保育事業（子育て支援 13 事業－②）

事業内容：保護者の就労等により保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を延長して保育を行います。

確保方策：ニーズ調査での2号認定及び3号認定児童で延長保育の利用希望は、年間では1,293人/年です。しかし、実際の登録者数の実績では、平成25年度に675人/年（入所児童の50%程度）となっており、利用ニーズはあるが、実際の利用は多くないようです。そこで平成25年度の実績を基に、平成27年度以降の見込み人数を、児童数の前年度比率で算定し、平成27年625人、それ以降は児童数の減少率で算定し、確保量を680人で設定しました。市内の保育所では、小規模保育所1園を除いて延長保育事業を実施しており、全在園児が利用を希望した場合でも受入が可能です。



年度	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数
量の見込み	9ヶ所	625人	9ヶ所	602人	9ヶ所	580人	9ヶ所	557人	9ヶ所	537人
確保方策	9ヶ所	680人	9ヶ所	680人	9ヶ所	680人	9ヶ所	680人	9ヶ所	680人

※ 27年度当初の量の見込み人数を児童数の前年度比率で算出し、以降はニーズ量の年度間比率で換算。

◎実費徴収に係る補足給付を行う事業（子育て支援13事業－③）

事業内容：世帯の所得状況に応じ、市が定める基準に基づき特定教育・保育等を受けた場合に必要な日用品や文房具等必要な物品の購入費用を助成します。

確保方策：平成27年度から、幼稚園・保育所・認定こども園における実費徴収の実態や、実施する場合の適応基準・給付方法等について検討し、より良い実施をめざします。

◎多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（子育て支援13事業－④）

事業内容：特定教育・保育施設への民間事業者の参入を促進する事業です。

確保方策：本市では、教育・保育の需要と供給のバランスが取れており、今後児童数が確実に減少していく中で、本事業については必要がないと考え、事業実施はありません。但し、何らかの事情で受け入れ量が不足した等、状況の変化があった場合は検討する必要があります。

◎放課後児童クラブ事業（子育て支援13事業－⑤）

事業内容：保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図ります。

確保方策：放課後児童クラブについては、ニーズ量は、平成27年度で580人となっており、その後、低減していく見込みとなっています。面積基準を新制度基準の1.65㎡/人とする、現在市内にある放課後児童クラブの総定員は524人であり56人不足となります。さらに、各校区の施設別で面積基準を適応すると、利用希望児童の受け入れができない施設が多く、今後受け入れ施設の拡充が必要となります。平成27年度以降において、未設置の校区に児童クラブを開設予定であり、今後5年間の移行期間中に、既存施設の面積拡張とともに整備していきます。

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人数	580人	561人	537人	514人	488人
	クラブ数	14	14	14	15	16
確保方策	人数	580人	561人	537人	514人	488人
	クラブ数	14	14	14	15	16

※ 27年度当初の量の見込み人数を児童数の前年度比率で算出し、以降はニーズ量の年度間比率で換算。



○放課後子ども総合プランの推進

- (1) 放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
 - ・平成 31 年度までに、全小学校区の 85%に整備することを目指す。
- (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
 - ・平成 31 年度までに、2 カ所整備することを目指す。
- (3) 放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画
 - ・全小学校区において整備は終了している。
- (4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
 - ・共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室の指導員が連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の打合せの場を設ける。
- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
 - ・余裕教室の活用状況等について、随時協議を行い、使用計画を決定する。
 - ・事業の実施主体（福祉部局と教育委員会）が各小学校を訪問し、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促す。
 - ・放課後子ども教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進する。
- (6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策
 - ・放課後活動の実施にあたっての責任体制について協定等の締結を目指す。
- (7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
 - ・平成 31 年度までに、開所時間延長支援事業を地域の実情に応じて、放課後児童クラブで実施することを目指す。



◎子育て短期支援事業（子育て支援13事業－⑥）

事業内容：児童の養育が一時的に困難となった場合や、平日の夜間や休日に不在で家庭での養育が困難な場合に、児童福祉施設において子どもを預かります。

確保方策：本市では平成26年度より実施しています。利用ニーズは多くないと予想されますが、緊急時のセーフティネットとして必要であると考えています。本市には受け入れ可能な施設がないため、大分市および別府市の4施設に委託し、実施します。

①短期入所（ショートステイ）

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	12人	12人	12人	12人	12人
確保方策	4施設	4施設	4施設	4施設	4施設

※量の見込み（利用延べ人数）は、人口の減少に比例して減少するとは限らないため、横ばいで設定。
量の見込み＝1月の利用人数（1人）×12ヶ月。

②夜間預かり（トワイライトステイ）

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	12人	12人	12人	12人	12人
確保方策	4施設	4施設	4施設	4施設	4施設

※量の見込み（利用延べ人数）は、人口の減少に比例して減少するとは限らないため、横ばいで設定。
量の見込み＝1月の利用人数（1人）×12ヶ月。

◎乳児家庭全戸訪問事業（子育て支援13事業－⑦）

事業内容：子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し子育てに関する情報提供や助言を行います。

現 状：保健師・看護師による家庭訪問実施率は、93%～96%です。未実施の理由としては、育児経験があるため訪問希望がない、連絡が取れず訪問しても会えない、里帰り分娩や海外滞在中のため訪問時期が遅くなる等があります。

確保方策：母子健康手帳交付時や出生届時に、全戸訪問の意義について説明し、訪問することで誰もが必要な健康チェックや情報の提供を受けられることを周知していきます。

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	対象世帯	224世帯	208世帯	196世帯	185世帯
確保方策	実施機関	臼杵市			

※対象世帯数は、人口推計にて算定。



◎養育支援訪問事業（子育て支援 13 事業－⑧）

事業内容：養育について支援が特に必要であると判断された家庭に対しヘルパー等による育児・家事支援 また保育士や保健師による指導助言を行うことで、個々の家庭の養育の諸問題の解決を図ります。

確保方策：支援が必要な対象者から訪問支援を拒否されがちですが、関係機関との連携を深め、利用しやすい雰囲気づくりに努めます。家事支援や養育相談支援を特別な支援と感じさせないような体制や、他の事業と組み合わせながら広報の在り方も含め、重点的に体制整備を口指していきます。

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	対象世帯数	13世帯	13世帯	13世帯	13世帯	13世帯
	延べ訪問回数	624回	624回	624回	624回	624回
確保方策	直営・委託の別	社会福祉法人等に委託				

※対象世帯数については、人口の減少に比例して減少するとは限らないため、横ばいで設定。

※延べ訪問回数＝対象世帯数（13 世帯）× 2 回／週× 4 週× 6 ヶ月

◎地域子育て支援拠点事業（子育て支援 13 事業－⑨）

事業内容：小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせしたり、子育てに関する悩み等の相談を行います。

確保方策：地域子育て支援拠点事業の利用希望者は平成 27 年度で 7,692 人、市内 4 箇所の拠点がありますが、それらの受入可能数が 20,280 人／年（1,690 人／月）であり充足しています。未利用者の声として、行政が実施する拠点を希望する声があり、平成 28 年度には直営の子育て総合支援センター内に地域子育て支援拠点を開設予定です。また、野津地域については 1 箇所増設を検討しています。今後は各拠点の質の向上や、周辺地域の住民のニーズに応え、中学校区に拠点のない地域には出張広場としての対応等サービスの充実を図ります。

年度	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数
量の見込み	4ヶ所	7,692人	5ヶ所	7,356人	5ヶ所	7,104人	5ヶ所	6,828人	5ヶ所	6,588人
確保方策	4ヶ所	20,280人	5ヶ所	26,080人	5ヶ所	26,080人	5ヶ所	26,080人	5ヶ所	26,080人

※量の見込みはニーズ調査結果による。



◎一時預かり事業（子育て支援13事業－⑩）

事業内容：

A 幼稚園における預かり保育

私立幼稚園、認定こども園等において教育時間の前後や長期休暇等に、在園児を対象とした預かり保育を実施します。

B 保育所における一時預かり

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について保育所、認定こども園等で一時的に預かります。

確保方策：

A 幼稚園を利用しつつ、預かり保育を希望する者の分は、平成27年度において、28,498人/年(146.14人・195口/年の利用ニーズ)となりますが、私立幼稚園の全在園児の受入が可能(受入体制は充足)であるため、確保量を29,000人/年としました。

B 在宅児の一時預かりは、7,185人/年のニーズとなっていますが、実際の利用延べ数の実績は平成25年度4,668人/年となっており、利用ニーズはあるものの実際の利用は多くありません。そこで、平成25年度実績を基に平成27年度以降の見込み人数を児童数の前年度比率で算定し、平成27年度4,320人/年、それ以降は児童数の減少率で算定し、確保量を5,000人/年と設定しました。市内の保育所では、小規模保育所1園を除いて一時預かり事業を実施しており、ニーズに応じて随時受入が可能です。

年度		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
		箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり (1号認定による利用) ＋ 幼稚園における在園児を対象とした定期的な利用 (2号認定相当による利用)	量の見込み	2ヶ所	28,498	2ヶ所	27,038	2ヶ所	25,554	2ヶ所	24,218	2ヶ所	22,642
	確保方策	2ヶ所	29,000	2ヶ所	29,000	2ヶ所	29,000	2ヶ所	29,000	2ヶ所	29,000
上記以外 (在宅児を対象とした保育所における一時預かり)	量の見込み	9ヶ所	4,320	9ヶ所	4,160	9ヶ所	4,010	9ヶ所	3,853	9ヶ所	3,714
	確保方策	9ヶ所	5,000	9ヶ所	5,000	9ヶ所	5,000	9ヶ所	5,000	9ヶ所	5,000

※幼稚園の在園児を対象とした一時預かりの確保方策は、全在園児受入可能として数値算定

※在宅児を対象とした27年度の量の見込みは、26年度実績見込みと就学前児童の前年比減少率から算定28年度以降の見込み量も同様



◎病児・病後児保育事業（子育て支援 13 事業－⑪）

事業内容：保護者の就労・疾病・冠婚葬祭等により、家庭で保育が困難な病気の子どもを病院併設の保育施設で一時的に預かります。

確保方策：病児・病後児保育のニーズ調査では、平成 27 年度において、200 人の者が、年間 10.4 日の利用を求めており、2,072 人・日 / 年となります。これは年間定員の 1,770 人・日 / 年を上回っています。しかし、実際の利用延べ数の実績では、平成 24 年度 604 人、平成 25 年度 797 人であり、「できれば親が看護したい」との意識が高いことから、利用希望はあるが実際の利用は少なく、施設整備は充足しているとみられます。よってニーズ量を、受け入れ可能最大数に置き換え、今後は、保護者が利用しやすい環境整備等や野津地域の利用について検討を進めます。

年度	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数
量の見込み	1ヶ所	1,390人	1ヶ所	1,348人	1ヶ所	1,294人	1ヶ所	1,242人	1ヶ所	1,192人
確保方策	1ヶ所	1,770人	1ヶ所	1,770人	1ヶ所	1,770人	1ヶ所	1,770人	1ヶ所	1,770人

※ 24 年度から 25 年度にかけての利用実績の増加率から 27 年度の人数を算定。

※ 28 年度以降は児童数の前年度比率より算定。

◎ファミリー・サポート・センター事業（子育て支援 13 事業－⑫）

事業内容：保育所や放課後児童クラブの送迎や一時的に子どもを預かってほしい会員の依頼に応じて、育児の手助けができる会員を紹介します。

確保方策：本市の調査では利用ニーズ量として現れなかったため、平成 27 年度からの整備は見送ります。しかし、保育所（園）への迎えや保護者の急用・急病等での小中学生の夜間対応等にニーズがないわけではなく、今後本市での事業実施のあり方について検討を進めます。



◎妊婦健診（子育て支援事業13事業－⑬）

事業内容：医療機関及び助産所において、妊娠健康診査受診票を使用して定期健診を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなぐ事業です。妊娠届を受理したら、母子健康手帳とともに「妊婦健康診査受診票」を交付します。内容としては、一般妊婦健診14回、血液検査2回、子宮頸がん検査、B群溶血性レンサ球菌検査、妊婦超音波検査（出産予定日当日に35歳以上の妊婦対象）についての助成です（今後変更予定あり）。

大分県医師会・大分大学医学部附属病院と契約し、受診者が不便なく積極的な受診ができるよう配慮しており、契約県以外で出産する里帰り出産希望者には償還払いで対応しています。

現 状：妊娠12週（4か月）以上で妊娠届を提出する方が10%程度います。

確保方策：早期の妊娠届申請を促進し、妊娠初期から健診を受けていただくよう周知徹底に努めます。

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人数	224人	208人	196人	185人	173人
	回数	3,136回	2,912回	2,744回	2,590回	2,422回
確保方策	実施機関	大分県医師会・大分大学医学部附属病院 ※契約県以外で出産する里帰り出産希望者には償還払いで対応				

※妊婦数は人口推計の出生数にて産出。

※大分県の示す回数及び内容に合わせており、充足できている状況。



(3) 教育・保育の一体的提供等に関する体制の確保（基本項目）

くめざす姿>

- ・働き方や家庭の状況に関わらず、預かってもらえる未就学児の居場所として、認定こども園があり、子どもも保護者も安心できます。
- ・様々な課題を抱えた子どもにも適切に対応でき、子どもの育ちに貢献できる教育・保育に関わる人材が確保できています。

具体的な取組

(1) 認定こども園の普及

- ①親の働き方や家庭の状況によって、子どもの居場所が変わらなくてすむよう、就学前の居場所として、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う、認定こども園の創設を促進します。

(2) 質の高い教育・保育の実施及び教育・保育に携わる人材の育成

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の実施のため、保育所、幼稚園に関わる人材の確保に努力するとともに、現在、関わっている人材が研修等を通じて十分にスキルアップができるよう支援します。
- ②質の高い教育・保育の実施の趣旨をふまえ、県が行う幼稚園教諭、保育士、保育教諭の合同研修を積極的に活用できるよう支援します。
- ③幼児教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（幼保小連携）の取り組みを推進するため、小学校との交流や研修等で連携を図ります。

項 目	H25 年度	H31 年度目標値
認定こども園の数	1 ヶ所	4 ヶ所

平成 27 年度から平成 31 年度までの本市の認定こども園整備計画（大分県が実施した意向調査より）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	計
幼稚園型認定こども園	1(継続)		1(新規・予定)			2
保育所型認定こども園		1(新規・予定)		1(新規・予定)		2
幼保連携型認定こども園						0
地域裁量型認定こども園						0



認定こども園ってなあに？ ～認定こども園を普及させる背景～

多くの場合、保護者が就労していれば保育所、していなければ幼稚園と分けられていた子どもたち。せっかく保育所で慣れたのにママがお仕事を辞めたら保育所には通えない。反対に幼稚園に通っていたけど、ママがお仕事を始めたら、保育所に行かないと遅くまでは見てもらえない……。保護者の生活環境の変化で、子どもの居場所が変わらないですむように、どの施設でも質の良い幼児教育と安心して過ごせる保育が受けられるよう、両方の機能を兼ね備えた場所として認定こども園が創設されました。

幼保連携型認定こども園 ☆学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する「単一の施設」です。

幼稚園型認定こども園 ☆学校法人としての認可を受けた学校である幼稚園が、保育機能を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設です。

保育所型認定こども園 ☆児童福祉施設として認可を受けた保育所が、幼稚園機能を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設です。

地方裁量型認定こども園 ☆幼稚園や保育所としての認可は受けていない認可外保育施設で、県より地方裁量型認定こども園として認可を受けた施設です。



【みんなで考え中】

「そこ、つなぐやろ～」

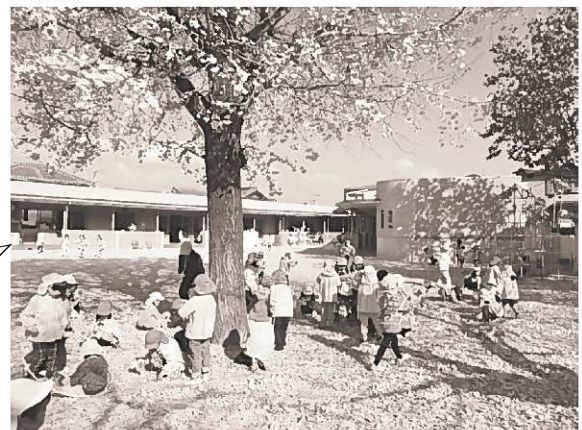
「こっちはどうする？」

【秋って、おしゃれだね！】

「どうして黄色になるん？」

「これスカートみたい～」

「これはズボンかな？真ん中で別れちゃん！」





(4) 教育・保育施策の充実

くめず姿>

- ・子どもを欲しいと思う人が安心して子どもを産めるよう、負担能力や多子など世帯の状況に応じて、子育てに係る費用を軽減します。
- ・子どもが病気になっても、子どもを看てくれるところがあります。
- ・家庭で子育てをしている保護者も必要な時には子どもを預けて、ちょっと用事を済ませたり外出したりすることができます。

具体的な取組

(1) 子育てしやすい環境の整備

- ①子育て家庭の経済的な負担を軽減するために、教育・保育施設の保育料の軽減や、第2子、第3子など多子世帯に対しての負担軽減を検討します。
- ②家庭で子育てをしている保護者が、冠婚葬祭、急用、育児疲れや病気など必要な時に安心して子どもを預けられるよう保育所や地域子育て支援拠点で一時預かり保育を実施します。また、利用しやすい環境の整備に取り組みます。
- ③「病児・病後児保育」の充実を図るため、必要に応じ施設の整備や利用料の軽減、周知に取り組みます。また野津地域や白杵地域周辺部については、利用促進策に取り組みます。

トピックス

☆保育料の多子軽減策制度とは？

1、多子軽減策制度（国の制度を利用）

幼稚園 … 第2子半額、第3子無料（但し第1子を小学校3年生までの子どもで算定）

保育所 … 第2子半額、第3子無料（但し第1子を就学前児までの子どもで算定）

2、にここ保育制度（県の事業を利用）

保育所 … 3歳未満の戸籍上の第2子半額、第3子以降無料

☆安心の「病児保育室 とんぼ」

- ・0歳から小学校3年までの白杵市在住の全てのお子さんが対象です。
- ・病児や病後児のお子さんを保育します。
- ・とうぼ小児科医院に併設されていますので、安心でき、子育て世帯には強い味方です。





(5) 子育て支援サービスに関する情報提供の充実

＜めざす姿＞

- ・白杵で子育てをすることが楽しいと思ってもらえるような、子育て支援サービスに関する情報を、必要とする家庭にわかりやすく提供します。
- ・子育てに関する情報を、いつでも気軽に得ることができるとともに、双方向のネットワークに参加することにより、安心して子育てができます。
- ・妊娠期から、子育てに関する情報を受けられるとともに、同じ悩みを抱える親同士の仲間づくりの機会があります。

具体的な取組

(1) わかりやすい情報発信の推進

- ①子育て携帯サイト「すこやか白杵っ子」のサービス継続と、更なる利用促進のため創意工夫に努めます。またその他の情報発信について検討します。
- ②子育て関連情報冊子について、利用者の意見も取り入れ作成します。
- ③全ての教育・保育施設及び地域子育て支援拠点のホームページ開設を促進し、保育サービス等の情報提供の充実を推進します。
- ④様々な子育て支援サービスや子どものための体験活動の情報等について、いつでも知ることができるような情報発信の在り方を検討します。
- ⑤母子健康手帳交付時に、子育て支援サービスについての情報提供や今後の支援の流れ等の案内をすることで継続的な支援につなぎます。(子育て支援コーディネーターの設置)
- ⑥地域子育て支援拠点等において、周辺地域や子育て家庭に出向いて必要な情報を届けるアウトリーチ的支援の取り組みを促進します。
- ⑦妊娠期の母親教室等で親同士のネットワークをつくることを促進します。

項 目	教育・保育施設の ホームページ開設
H 25 年度	4 ケ所
H 31 年度目標値	10 ケ所

子育て携帯サイト「すこやか白杵っ子」
子育て情報や病院の位置。観光イベントも
掲載しています。

